

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和元年10月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900044号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900018号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和56年6月11日に、喪失年月日を昭和57年4月1日に訂正し、昭和56年6月から昭和57年3月までの標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和56年6月11日から昭和57年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年6月11日から昭和57年4月1日まで

昭和56年6月11日から昭和57年3月31日まで、臨時C職種としてA事業所管内のB地区の勤務地に勤務したが、年金記録では、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。

職歴は明らかであるので、請求期間について、A事業所において厚生年金保険の被保険者であったと記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された請求者に係る人事記録カード及び在籍証明書並びにA事業所の回答により、請求者は、請求期間においてA事業所管内のB地区の勤務地に臨時的任用C職種として勤務していたことが確認できる。

また、A事業所から提出された人事記録カード及び職員給料表(昭和56年4月1日改定)並びに請求者の陳述内容から判断すると、請求者は、請求期間において11万円の標準報酬月額に相当する給与月額(10万8,000円)が支給されていたことが認められる。

一方、A事業所から提出された通知文書「臨時的任用C職種の社会保険に関する事務手続について」によると、臨時的任用C職種については、昭和63年4月1日から厚生年金保険を適用する取扱いが開始されたことが確認できるとともに、A事業所は、請求期間である昭和56年度においては、臨時的任用C職種に厚生年金保険を適用する取扱いが行われていなかった旨を回答している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)及びオンライン記録によると、昭和62年度以前の各年度における厚生年金保険の被保険者資格取得者数は0人から5人で推移しているのに対し、上述の通知文書により、臨時的任用C職種に厚生年金保険を適用する取扱いを開始した昭和63年度の資格取得者数は35人に急増しており、その後の年度においても、20人以上の資格取得者数で推移していることが確認できる。

さらに、請求者は、A事業所管内において、昭和59年度から昭和60年度までの間に臨時的任用C職種として勤務していたとする二人の名前を挙げているが、A事業所に係る被保険者原

票及びオンライン記録によると、当該二人が厚生年金保険の被保険者となっていた記録はない上、当該二人を特定することもできないことから、当時の臨時的任用C職種に対する厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できる関連資料や陳述を得ることができない。

加えて、A事業所に係る被保険者原票により、請求期間を含む昭和56年度及びその前後の5年度（昭和51年度から昭和61年度）の間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が10人確認できることから、当該10人に照会し、7人から回答を得たものの、いずれも臨時職員の事務員として勤務していた旨を回答し、臨時的任用C職種であったとする者はいない上、いずれの者からも、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

その上、A事業所に係る被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和56年6月11日、喪失年月日は昭和57年4月1日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、昭和56年6月11日から昭和57年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900013号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900019号

第1 結論

請求者のA事業所a市支店(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成元年4月1日から同年3月31日に訂正し、平成元年3月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成元年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成元年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

昭和57年3月にA事業所に入社し、平成14年10月に退職するまで継続して勤務していたが、年金記録によると、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

請求期間は、A事業所b市支店からa市支店に異動した時期であり、同事業所を退職したわけではないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B事業所が保管する請求者に係る社員台帳、雇用保険の被保険者記録及び請求者と同時期に異動したとする同僚の回答から判断すると、請求者は、A事業所に継続して勤務し(平成元年3月31日にb市支店からa市支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所a市支店における平成元年4月の厚生年金保険の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は当時の資料がないため、平成元年3月31日から同年4月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900041号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1900006号

第1 結論

昭和49年*月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年*月から昭和54年3月まで

20歳になった昭和49年*月頃、私はA県内に居住し、夜間の専門学校に通っていたが、B市(現在はC市)の実家の母が、同市役所から連絡を受けて私の国民年金の加入手続きを行い、同じく母が私の国民年金保険料を集金人に納付していた。その後、昭和51年4月にA県からB市の実家に戻った以後は、自分で保険料を納付していた。

しかし、年金記録では、昭和54年4月から国民年金保険料を納付した記録となっているので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続きを行い、請求期間のうち昭和49年*月から昭和51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたとする請求者の母は既に死亡していることから、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び請求期間当初の保険料の納付状況について確認することができない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査により、B市において、昭和54年6月頃に払い出されたものと推認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続きはこの頃に行われたと考えられる。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年6月の時点では、請求期間のうち昭和49年*月から昭和52年3月までの国民年金保険料は、時効により納付することができず、また、請求期間のうち昭和52年4月から昭和54年3月までの期間の保険料については、過年度納付が可能であったが、請求者は、保険料を遡って納付した記憶はないとしている。

加えて、C市は、当厚生局の照会に対し、国民年金手帳記号番号の払出がない者について、国民年金保険料の徴収は不可能であると回答している。

その上、B市が作成した国民年金収納記録カードによると、オンライン記録と同様に、昭和54年4月分から国民年金保険料が納付された記録となっており、請求期間の保険料が納付された記録はない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1800104 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1900016 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

請求期間②から⑳までについて、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 14 年 3 月 25 日から平成 30 年 4 月 26 日まで
② 平成 15 年 7 月 15 日
③ 平成 15 年 12 月 16 日
④ 平成 16 年 7 月 15 日
⑤ 平成 16 年 12 月 22 日
⑥ 平成 17 年 4 月 28 日
⑦ 平成 17 年 7 月 15 日
⑧ 平成 17 年 12 月 22 日
⑨ 平成 18 年 4 月 28 日
⑩ 平成 18 年 7 月 14 日
⑪ 平成 18 年 12 月 15 日
⑫ 平成 19 年 4 月 27 日
⑬ 平成 19 年 7 月 13 日
⑭ 平成 19 年 12 月 13 日
⑮ 平成 20 年 4 月 28 日
⑯ 平成 20 年 7 月 16 日
⑰ 平成 20 年 12 月 16 日
⑱ 平成 21 年 4 月 28 日
⑲ 平成 21 年 7 月 16 日
⑳ 平成 21 年 12 月 28 日
㉑ 平成 22 年 4 月 28 日
㉒ 平成 22 年 7 月 16 日
㉓ 平成 22 年 12 月 16 日
㉔ 平成 23 年 7 月 15 日
㉕ 平成 23 年 12 月 16 日
㉖ 平成 24 年 7 月 13 日
㉗ 平成 24 年 12 月 14 日
㉘ 平成 25 年 7 月 12 日

- ㉨ 平成 25 年 12 月 13 日
- ㉩ 平成 26 年 4 月 28 日
- ㊱ 平成 26 年 7 月 15 日
- ㊲ 平成 26 年 12 月 29 日
- ㊳ 平成 27 年 1 月 28 日
- ㊴ 平成 27 年 2 月 27 日
- ㊵ 平成 27 年 4 月 20 日
- ㊶ 平成 27 年 7 月 15 日

A事業所で厚生年金保険に加入していた請求期間①について、年金記録では、請求期間①の同保険の標準報酬月額及び請求期間②から㊶までの同保険の標準賞与額が、実際に支給されるべきであった給与額及び賞与額よりも低く記録されている。

本件に関しては、A事業所と裁判上の和解が成立し、解決金が支払われているので、請求期間①の標準報酬月額及び請求期間②から㊶までの標準賞与額を正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA事業所から提出された平成30年4月27日付けの第1回弁論準備手続調書(和解)の写しによると、その和解条項において、「A事業所及び請求者は、同事業所が平成27年11月17日に請求者に対してした雇い止めが無効であることを相互に確認する。同事業所及び請求者は、同事業所と請求者との間の労働契約を平成30年4月26日限り合意解約する。同事業所は、請求者に対し、本件解決金(以下「解決金」という。)として、*万円の支払義務があることを認める。」旨記載されている。

しかしながら、上記の和解条項には、解決金の算出根拠及び内訳等は記載されていない上、請求者及び当該事業所はいずれも、「請求期間①のうち平成27年11月17日から平成30年4月26日までの期間は賃金の支払いはない。解決金は厚生年金保険料を控除した上で算出した金額ではなく、内訳はない。」と回答しており、請求者の訴訟代理人弁護士も、「解決金は厚生年金保険料を控除した上で算出した金額ではなく、内訳はない。」としていることから、請求期間①から㊶までについて、請求者の主張する報酬月額及び賞与額並びに厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求期間①のうち平成14年3月25日から平成27年11月16日までの期間及び請求期間②から㊶までについて、当該事業所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書、平成14年から平成27年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、平成15年7月から平成27年7月までの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届、平成14年分から平成26年分までの源泉徴収簿及び平成14年4月から平成27年11月までの賃金台帳の写し並びにB市から提出された請求者に係る平成24年度から平成28年度までの所得・住民税等文書照会回答書によると、請求者の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額及び賞与額に基づく標準賞与額は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額と一致している上、請求者は、同記録の標準報酬月額及び標準賞与額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、請求期間①のうち平成27年11月17日から平成29年2月6日まで及び平成30年3月21日から同年4月26日までの期間について、日本年金機構から提出された請求者に係る当該事業所の平成28年及び平成29年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、請求者の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額は、裁判係争中のため「0円」である旨記載されていることから、請求者の標準報酬月額は、従前の標準報酬月額(20

万円) が適用される。

加えて、請求期間①のうち平成 29 年 2 月 6 日から平成 30 年 3 月 21 日までの期間について、日本年金機構から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者所属選択二以上事業所勤務届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写し並びにオンライン記録における平成 29 年の電磁媒体届出書内容照会（被保険者報酬月額算定基礎届）によると、請求者の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（41 万円）と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑳までについて、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800105号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年4月1日から平成28年1月21日まで

A事業所で厚生年金保険に加入していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、実際に支給されるべきであった給与額よりも低く記録されている。

本件に関しては、A事業所と裁判上の和解が成立し、解決金が支払われているので、請求期間の標準報酬月額を正しい記録に見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA事業所から提出された平成30年4月27日付けの第1回弁論準備手続調書(和解)の写しによると、その和解条項において、「A事業所は請求者に対し、本件解決金(以下「解決金」という。)として、*万円の支払義務があることを認める。」旨記載されている。

しかしながら、上記の和解条項には、解決金の算出根拠及び内訳等は記載されていない上、請求者、請求者の訴訟代理人弁護士及び当該事業所はいずれも、「解決金は厚生年金保険料を控除した上で算出した金額ではなく、内訳はない。」と回答していることから、請求期間について、請求者の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、当該事業所から提出された請求者に係る平成14年から平成27年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、平成14年分から平成28年分までの源泉徴収簿及び平成13年から平成28年までの賃金台帳の写し並びにB市から提出された請求者に係る平成24年度から平成29年度までの所得・住民税等文書照会回答書によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、請求者は、同記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。